

## 【教育理念】

患者及びその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される医師の育成。

## 【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

本学の建学の精神・理念に則り、所定の教育課程を修め、以下の学修成果（アウトカム）を達成した者に学士（医学）の学位を授与します。

### 医師としてのプロフェッショナリズム

幅広い教養、利他の精神、医師に求められる品格を身につけ、豊かな人間性を育み、他の医療者と協調して、多様な価値観を尊重する全人的な医療を実践できる

### 能動的学修能力

医学知識・技能を主体的に学び、情報・科学技術を活用して、生涯にわたって自ら問題を発見し、解決することができる

### 地域医療の理解

地域社会における医療の役割と、その中核を担う意味を理解できる

### 国際性

国際社会における医学・医療の動向や課題を理解し、課題解決に向けて行動することができる

### リサーチマインド

研究活動における積極的な創造・発信に挑み、医学・医療の進歩に貢献することができる

## 【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

学生がディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果（アウトカム）を達成するために、以下の知識・技能・態度を育成する6年一貫の教育カリキュラムを編成し実践します。

また、学修成果の可視化を推進し、その評価は総括的、形成的及び多角的な方法で、公平・公正に実施します。

### 医師としてのプロフェッショナリズム

- 1 幅広い教養を涵養し、多様な価値観を尊重できる人間性と品格を身につける。
- 2 医師の職責を自覚し、利他の精神を持って、患者中心の医療を実践できる。
- 3 患者・家族・他の医療者と適切な人間関係を構築し、協働できる。
- 4 専門領域にとどまらず、個人と社会のウェルビーイングの実現を図ることができる。

### 能動的学修能力

- 1 生涯にわたって主体的に学び、省察し、他者と共に研鑽し続けることができる。
- 2 医学及び関連領域の知識、並びに科学的根拠に基づく問題解決能力を身につける。
- 3 情報・科学技術のリスクとベネフィットを理解し、学修に活用できる。

- 4 確実に信頼される診療技能を身につけ、最適な医療を実践できる。

#### 地域医療の理解

- 1 地域医療の現状と問題点を把握し、公衆衛生の向上に貢献する意義を理解する。
- 2 医療に係る財政・政策等の社会的視野を身につけ、医療資源の適正な配分や地域医療の構築を理解する。
- 3 医療関連法規、社会保障制度、社会福祉制度及び関係者の役割を理解する。
- 4 地域との連携のもと、医療・保健・福祉・介護に関わる人々と協働できる。

#### 国際性

- 1 国際交流に積極的に参加できる。
- 2 医学・医療をグローバルな視点で捉える国際性を身につける。
- 3 国際社会における医学・医療の動向と課題を理解する。
- 4 医学・医療に関して外国語で発信・議論することができる。

#### リサーチマインド

- 1 医学研究の重要性を理解し、科学的思考を身につける。
- 2 研究に関する倫理的・法的事項を遵守しながら、研究を計画し、実践できる。
- 3 情報・科学技術を活かし、医学研究に活用できる。
- 4 研究結果を論理的に解釈し、発信・議論することにより、医学・医療の進歩に貢献する。

## 進級要件、卒業判定

### ①履修の方法

#### <第1学年>

必修科目 31単位（35科目）

選択必修科目 45.5単位（75科目）のうち4単位(4科目)を修得すること。

但し、同一時限に開講される語学選択のうち、必ず1科目履修すること。また、人文自然選択Ⅰ（1学期）、人文自然選択Ⅱ（2学期）、人文自然選択Ⅲ（3学期）を通じて、人文社会学系科目、自然科学系科目のそれぞれから少なくとも1科目ずつを履修しなければならない。

自由選択科 6単位（10科目）のうち3単位まで履修登録可能。

#### <第2学年>

必修科目 35.5単位（25科目）

自由選択科目 7.5単位（13科目）のうち3単位まで履修登録可能。

#### <第3学年>

必修科目 30.5単位（32科目）

自由選択科目 9単位（16科目）のうち3単位まで履修登録可能。

#### <第4学年>

必修科目 18.5単位（18科目）

自由選択科目 9.5単位（17科目）のうち3単位まで履修登録可能。

#### <第5学年>

必修科目	76.5単位（2科目）
自由選択科目	8単位（15科目）のうち3単位まで履修登録可能。

#### <第6学年>

必修科目	21.5単位（5科目）
自由選択科目	5.5単位（10科目）のうち1.5単位まで履修登録可能。

## ② 進級判定及び卒業判定の方法

### 獨協医科大学医学部進級判定及び卒業判定に係る細則

平成29年4月1日 制定

改正	令和2年4月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	令和7年4月1日
	令和8年4月1日	

#### (趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学（以下「本学」という。）医学部試験及び成績評価に関する規程第13条及び第15条の規定に基づき、本学医学部における進級判定及び卒業判定の方法について定める。

#### (進級判定及び卒業判定)

第2条 進級判定及び卒業判定は、本細則に定めるそれぞれの要件に基づき、医学部成績判定委員会及び医学部教授会の議を経て、学長が行う。

#### (第1学年進級要件)

第3条 次の各号をすべて満たした者を進級とする。

- (1) 第1学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目（自由選択科目を除く。以下同じ。）の平均点が原則として65点以上であること。
- 2 前項の条件を満たさない者を留年とする。
- 3 留年となった者は、第1学年の必修科目ならびに所定の選択必修科目をすべて再履修しなければならない。

#### (第2学年進級要件)

第4条 次の各号をすべて満たした者を進級とする。

- (1) 第2学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
- (3) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項の条件を満たさない者を留年とする。
- 3 留年となった者は、第2学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

#### (第3学年進級要件)

第5条 次の各号をすべて満たした者を進級とする。

- (1) 第3学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
- (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
- (3) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項の条件を満たさない者を留年とする。
- 3 留年となった者は、第3学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

#### (第4学年進級要件)

第6条 次の各号をすべて満たした者を進級とする。

- (1) 第4学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
  - (2) 全科目の平均点が原則として65点以上であること。
  - (3) 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「CATO」という。）が実施する当該年度の共用試験（CBT（Computer Based Testing）及び臨床実習前OSCE（Objective Structured Clinical Examination））に合格すること。
  - (4) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項の条件を満たさない者を留年とする。
  - 3 留年となった者は、第4学年の必修科目をすべて再履修しなければならない。

#### （第5学年進級要件）

第7条 次の各号をすべて満たした者を進級とする。

- (1) 所定の必修科目に合格すること。
  - (2) 臨床実習（Clinical Clerkship（以下「CC」という。））のすべての科に合格すること。
  - (3) 総合試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項第1号及び第3号を満たすが、臨床実習（CC）において不合格の科があった場合は、医学部成績判定委員会が認めた場合に限り再実習の機会を与え、合格した場合は進級を認める。
  - 3 前2項のいずれも満たさない者を留年とする。
  - 4 留年となった場合は、原則として第5学年の課程をすべて再履修しなければならない。ただし、一部の履修を免除することがある。
  - 5 本学が実施する海外研修は、臨床実習（CC）の一環として認定され、その間の臨床実習（CC）の履修は免除される。

#### （卒業要件）

第8条 次の各号をすべて満たした者を卒業とする。

- (1) CATOが実施する共用試験臨床実習後OSCE（Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination）の成績が、本学の定める当該年度の合格基準に達していること。
  - (2) 第6学年で履修すべき科目すべてに合格すること。
  - (3) カテゴリー試験の平均点が65点以上であること。
  - (4) 第6学年で履修すべき全科目のGrade Point Average（GPA）が1.0を超えていること。
  - (5) 卒業試験の成績が当該年度の合格基準に達していること。
- 2 前項の条件を満たさない者を留年とする。留年となった場合は、第6学年の課程をすべて再履修しなければならない。  
ただし、再履修に際しては、一部の課程について履修方法を変更することがある。
  - 3 臨床実習（Advanced Clinical Clerkship（以下「ACC」という。））で一部の学生が選択できる海外研修は、臨床実習（ACC）の一環として評価の上判定される。

#### （細則の改廃）

第9条 この細則の改廃は、医学部教授会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（平成28年 細則第5号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 細則第2号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 細則第11号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第2号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第3号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第2号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第11号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 細則第7号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年 細則第1号）

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度までに仮進級した者は、改正後の第5条から第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年 細則第2号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年 細則第1号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年 細則第5号）

この細則は、令和8年4月1日から施行する。